

公募資料集約の実施について

当機構においては、ホームページ上に掲載する揭示文と入札説明書等との重複項目の解消を目的とし、令和2年9月から試行実施しておりましたが、令和3年4月から下記のとおり公募資料の集約を本格実施することといたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

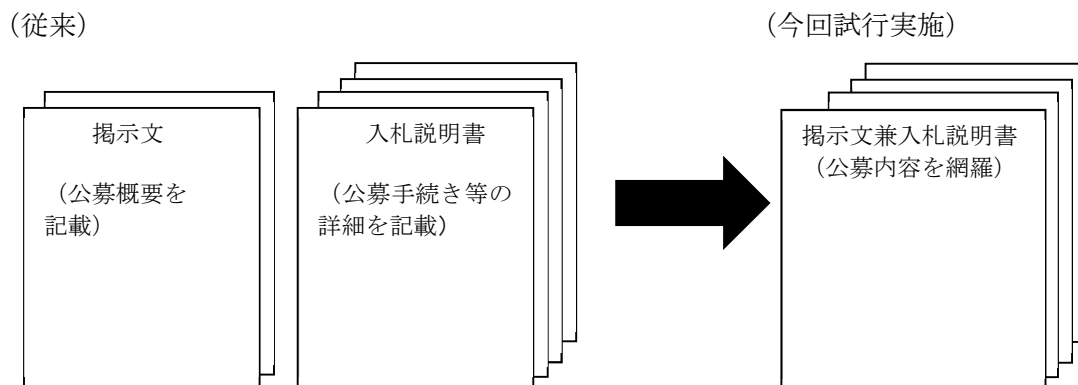
記

1 対象案件

工事、建設コンサルタント等業務及び物品購入等で入札及び見積合わせを行うものの一部（揭示文が必要と当機構が認めたものは除きます。）

2 内容

従来、揭示文のみに記載していた内容（設計図面等交付申込書、共同企業体としての参加要件等）を入札説明書等に統合し、公募資料を集約いたします。



以上